

共通運営細則

- 第1条 委員会は担当理事1名、委員長1名を含む会員により構成され、副委員長をおくことができる
- 第2条 委員会委員と委員長は担当理事の推薦を理事会が承認して決定し、代表理事が委嘱状を発行し委嘱する
- 第3条 委員会委員の任期は1期2年とし、最長3期を限度とする
- 第4条 委員会の活動は、学会会期年度末に立案し、学会の事業計画として社員総会(評議委員会)で承認された内容とする
- 第5条 委員会活動の内容を年4回開催される理事会で報告する
- 付 則 本細則は、以下の各委員会細則を含め令和2年8月21日から施行する

会則委員会

- 第1条 会則委員会は本学会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は本学会の運営実態にともなう会則の的確な運用評価と点検を行う
- 第3条 委員会は会則および細則の検討を行い理事会に諮る
- 第4条 委員会は定款の運用のために以下の活動を行う
1. 本会の運営実態と会則との関連の把握
 2. 本会の運営実態に見合う会則改正案の作成
 3. 会則運用のための細則の検討
 4. 理事会、会員総会における会則に関する意見や要望の確認
 5. その他理事会の承認を得た業務
- 付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

編集委員会

- 第1条 編集委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する
- 第2条 委員会は本会の機関誌等の編集と発行に関わる活動を行う
- 第3条 機関誌を年1回以上の発行をする

第4条 委員会は機関誌の査読・編集、発行に関し以下の活動を行う

1. 機関誌の編集企画
2. 解説、総説、その他投稿論文などの執筆依頼
3. 論文、研究報告、資料などの査読または査読の依頼
4. 論文、研究報告、資料などの採否決定
5. 論文、研究報告、資料などの査読者の選出
6. 査読基準および査読用紙の検討と作成
7. その他機関誌の編集に関わる業務

第5条 その他理事会の承認を得た業務を行う

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

倫理委員会

第1条 倫理委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は、本会の研究・教育等の活動において倫理的判断を必要とした場合に活動する。

第3条 COIに関わる業務を行う

第4条 その他理事会の承認を得た業務を行う

第5条 委員会は、学際的かつ多元的な視点で、公正かつ中立的な審査を行う目的において、必要に応じて本会会員以外の様々な立場の有識者に意見を求めることができる

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

教授システム開発委員会

第1条 教授システム開発委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は理事会、評議委員会から提案された教授システムの開発を行うために以下の活動をする。

1. 教授システム開発を理事会に提案
2. 教授システム開発にかかわる予算計画の立案
3. 開発する教授システムの開発経過の把握
4. 開発プロジェクトチームへアドバイス
5. 開発された教授システムの理事会への報告と運営の支援
6. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

資格認定委員会

第1条 資格認定委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本会が行う資格認定の制度を策定し、理事会に報告する

第3条 委員会は資格制度の運営を行うために以下の活動をする

1. 理事会が認定した資格制度を運用
2. 資格取得者の情報管理
3. 資格認定
4. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

学術交流委員会

第1条 学術交流委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本会が開発した教授システムを運営する

第3条 委員会は学術集会を開催する会長を支援する

第4条 委員会はセミナー運営や他学術団体との連携を図る

第5条 その他理事会の承認を得た業務を行う

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

戦略委員会

第1条 戦略委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は会員数の増加を目的とした活動をする

第3条 委員会は本会の広報に関わる活動をする

第4条 その他理事会の承認を得た業務をする

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する

総務委員会

第1条 総務委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は事務局と共に会員管理をする

第3条 委員会は学会が有する知的財産、資機材等の管理をする。

第4条 委員会は学会ホームページの管理する

第5条 その他理事会の承認を得た業務を行う

付 則 本細則は、令和2年8月21日から施行する